

入院時の食事提供と負担額について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食 8 時、昼食 12 時、夕食 18 時）・適温（保温食器使用）で提供しております。

【令和6年6月からの負担額】

自己負担額(標準負担額)	
対象者	負担額(1食あたり)
住民税課税世帯の人 後期高齢者(現役並み所得・一般)など【下記以外の方】	460 円→490 円
低所得 2 (入院 90 日超は※2 へ)	210 円→230 円
低所得 1	100 円→110 円

○指定難病患者:負担額 1 食あたり 280 円となります。(※1)

○住民税非課税世帯:負担額 1 食あたり 230 円となります。(入院 90 日超は※2)

○過去1年間の入院期間が 90 日超:負担額 1 食あたり 180 円となります。(※2)

(※1)平成 27 年 4 月 1 日以前から平成 28 年 3 月 31 日まですでに継続して 1 年以上精神病床に入院しており、平成 28 年 4 月 1 日以後も引き続き入院している一般所得区分の患者

(※2)市民税非課税世帯・低所得 2 の方の 91 日目以降(長期該当)の入院日数は、過去 12 カ月間の入院日数の合計で計算します。その入院日数が 90 日を超えた場合、申請により食事療養標準負担額が、変更になります。長期該当の認定証は、申請日の翌月初日からの交付となり、申請日から月末までの差額は、差額申請により支給されます。

[低所得者 2]

70 歳以上で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の人(低所得者 1 以外の人)。

[低所得者 1]

70 歳以上で、同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円とする)を差し引いたときに 0 円となる人。

※その他、詳細につきましては各組合・連合会、市役所などにお問い合わせ下さい。